

商品概要説明書

ジャックスカードローン（Dタイプ：農協役職員（JAグループ・農協子会社））

（平成28年10月3日現在）

商品名	ジャックスカードローン（Dタイプ・農協役職員（JAグループ・農協子会社））																	
ご利用いただける方	<input type="radio"/> 満20歳以上65歳未満の方 <input type="radio"/> 当JAの役職員もしくはJAグループ・農協子会社の役職員の方 <input type="radio"/> 当JAが指定する保証機関の保証がうけられる方 <input type="radio"/> 信用状況に不安がない方																	
資金使途	<input type="radio"/> 原則として自由とします。（ただし、事業資金・借入返済金等の不健全な資金は除きます）																	
契約金額	<input type="radio"/> 10万円～300万円（10万円単位）とします。																	
契約期間	<input type="radio"/> ご契約日から2年後の応答日の属する月の5日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAまたは保証会社はその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに2年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳の誕生日以降ならびにJAまたは保証会社が不適当と認めた場合は契約の更新は行いません。																	
借入利率	<input type="radio"/> 変動金利とします。 <input type="radio"/> お借入利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（農協短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月、7月、10月および1月の利息決算日（約定返済日）から適用利率を変更いたします。 <input type="radio"/> お借入利率には、年1.7%の保証料を含みます。 <input type="radio"/> 利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。																	
返済方法	<input type="radio"/> 定額返済 毎月5日（休日の場合は翌営業日）を定額返済日とし、毎月の返済日における利息返済後の借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="470 1451 1310 1850"> <thead> <tr> <th>毎月の返済日における利息徴求後のお借入残高</th> <th>ご返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満</td> <td>返済日時点のお借入残高</td> </tr> <tr> <td>1万円以上50万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>50万円超100万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超150万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>150万円超200万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>200万円超250万円以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>250万円超</td> <td>6万円</td> </tr> </tbody> </table>		毎月の返済日における利息徴求後のお借入残高	ご返済額	1万円未満	返済日時点のお借入残高	1万円以上50万円以下	1万円	50万円超100万円以下	2万円	100万円超150万円以下	3万円	150万円超200万円以下	4万円	200万円超250万円以下	5万円	250万円超	6万円
毎月の返済日における利息徴求後のお借入残高	ご返済額																	
1万円未満	返済日時点のお借入残高																	
1万円以上50万円以下	1万円																	
50万円超100万円以下	2万円																	
100万円超150万円以下	3万円																	
150万円超200万円以下	4万円																	
200万円超250万円以下	5万円																	
250万円超	6万円																	
	<input type="radio"/> 任意返済 毎月の約定返済のほかに、増額ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、増額ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（定額返済）は行われます。																	

利息の計算方法	○ 毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。
担保	○ 不要です。
保証人	○ 当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、保証人は不要です。
手数料	○ A T M・C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店（所）または信用部（電話：0 1 7 2 - 2 8 - 1 1 2 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、青森県農業協同組合中央会が設置・運営する青森県 J A バンク相談所（電話：0 1 7 - 7 2 9 - 8 7 6 1）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用部または青森県 J A バンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：0 3 - 3 5 8 1 - 0 0 3 1） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：0 3 - 3 5 9 5 - 8 5 8 8） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：0 3 - 3 5 8 1 - 2 2 4 9） 仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記青森県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記青森県 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	<p>○ お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ 印紙税が別途必要となります。</p> <p>○ その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A つがる弘前